

令和7年度(第14期)事業報告について

令和7年度事業計画

令和7年3月の第47回理事会にて、決議された令和7年度事業計画に基づき、事業を実施。

1. 基本方針

令和7年度においても、施設の適切な維持管理により、再放送が停止する障害の発生を最小限にするとともに、可能な限り長期にわたり事業を継続していくことができる事業基盤を構築するため、以下の重点施策及びガバナンス施策を推進する。

2. 重点施策

- (1) 維持管理業務の実施～改修工事・調査設計、施設の点検・補修・移設・合理化、障害対応
- (2) 相談業務等の実施～一般的な相談、新規受託
- (3) 維持管理体制の充実～機材の確保及び新機材の発掘、自営対応(内製化)の推進、若手職員育成
- (4) 業務課題への対応～災害時等における事業継続体制の強化、無電柱化への対応
- (5) 共通的な事業基盤の強化～人材育成・人材確保、デジタル化・業務改善の推進、安全で働きやすい環境整備、資金運用・コスト削減

3. ガバナンス施策(運営体制の充実等)

理事会等の適正な運営、適正かつ計画的な業務運営、コンプライアンスの確保、内外の透明性向上、環境保全

事業概要

従前どおり、以下の事業を実施。

(1) 受信障害の原因者(高層建築物の設置者等)からの委託等により、受信障害対策用の有線テレビジョン放送施設を設置及び維持・管理し、その施設を使ってテレビジョン放送の再放送を行う事業

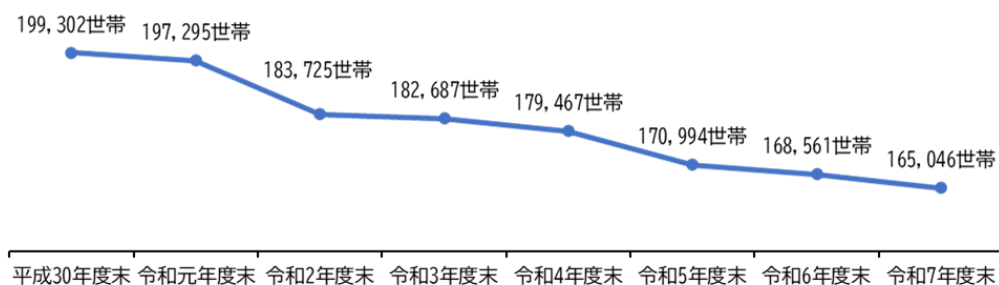
(2) 受信障害に関する相談事業

(注)事業区分について

KCVでは、(1)のうち契約の終期が明確に定まっているもの及び(2)の事業を「受信障害対策事業(公1事業)」に、(1)のうち契約の終期が「この共同受信施設によることなくテレビジョン電波が受信できるまでの間」等と規定され、明確に定まっていないものを「特定維持管理契約事業(公2事業)」に区分している。以下、特記や区分のないものは、両事業共通の事業活動である。

当財団施設の実利用世帯数は、減少が続いている。主な減少理由は、ケーブルテレビ会社への移行、転出、空き家化であるが、テレビを見なくなった世帯も一部いると思われる。

【実利用世帯数の推移】



(注)実利用世帯数は、施設改修や点検時等に把握した実態を記録したCADデータ等から算出

(参考) 令和7年度末の維持管理契約世帯数

受信障害の原因者との委託契約における維持管理世帯数及び有料加入契約を行っている世帯数を合計した契約ベースの数値は、次のとおり(括弧内は前年度末比)。

合計	受信障害対策事業(公1事業)	特定維持管理契約事業(公2事業)
260,405 世帯 (77 世帯減)	2,721 世帯 (83 世帯減)	257,684 世帯 (6 世帯増)
	(内訳)	(内訳)
	ア 御津地区 1,031 世帯(7 世帯減)	ア 受託契約世帯数 256,515 世帯(増減なし)
	イ 光風台地区 1,536 世帯(76 世帯減)	イ 後住者契約世帯数 1,169 世帯(6 世帯増)
	ウ 国立文楽劇場地区 29 世帯(増減なし)	※上記イの世帯のうち課金世帯は 600 世帯
	エ 日土地京都ビル地区 31 世帯(増減なし)	
	オ ホテルロイヤルクラシック大阪地区 94 世帯(増減なし)	

(注1) 上記のうち、課金世帯は、御津地区、光風台地区、後住者契約世帯の合計 3,167 世帯

(注2) 受信障害対策事業(公1事業)のア、イは、委託契約はなく、当財団の独自事業として実施。ウ、エ、オは、それぞれ独立行政法人日本芸術文化振興会、中央日土地ビルマネジメント株式会社、株式会社ベルコから受託して実施。特定維持管理契約事業(公2事業)は、阪神高速道路株式会社、大阪市、南海電気鉄道株式会社等から受託して実施。

事業活動

1 維持管理業務の実施

(1) 経年劣化施設の改修工事・調査設計

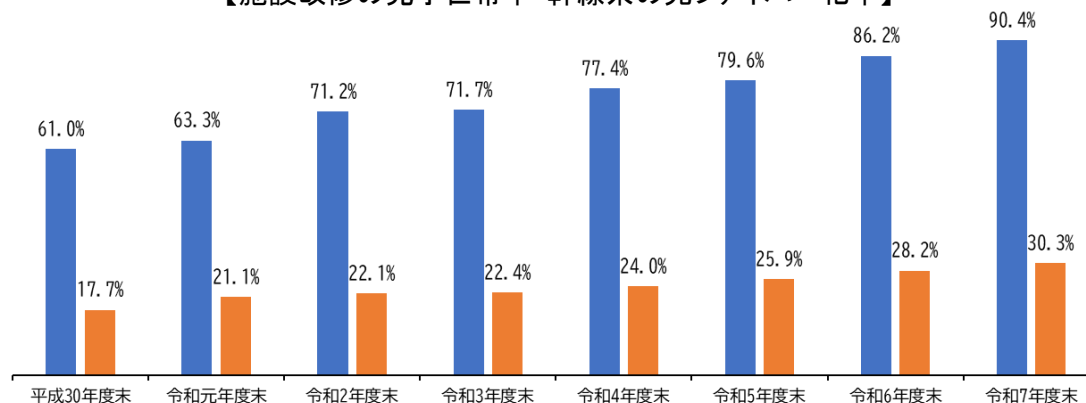
経年による障害発生のリスクを抑えるとともに、同軸ケーブル等の製造中止に対応するため、施設の改修工事を順次実施しており、令和7年度は11施設の改修工事を実施。このうち、9施設はFTTC方式(主幹線部分とそこから分岐した幹線部分を光化する方式)で、2施設はFTTH方式(各世帯への引込線部分を含めて全て光化する方式)で改修工事を行った。

また、改修工事に先立つ調査設計業務を、9施設で実施。

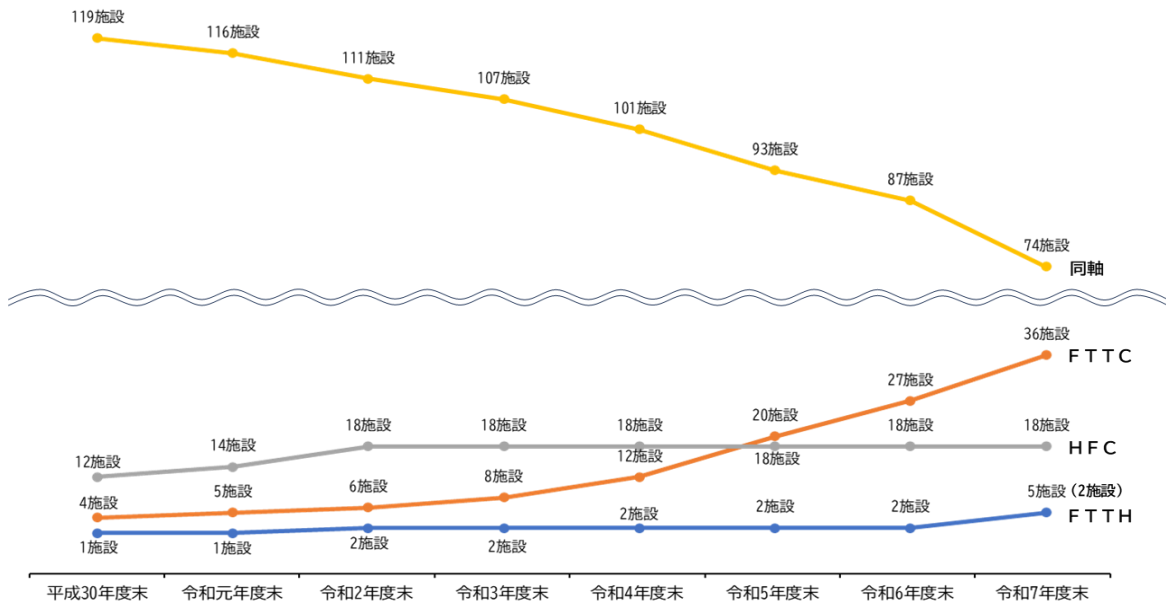
(光風台施設のFTTH方式による改修工事の状況)

光風台施設は、当財団でははじめての本格的なFTTH工事による改修工事であり、各世帯への引込線の工事では、幹線系の工事と異なり、利用者から工事日程等の多数の問合せがあり、ビラ配りや訪問説明等を丁寧に行い対応した。また、長期不在のため工事期間中に連絡がつかなかった9世帯には、柱上ONUクロージャ等を設置し、既存の同軸ケーブル引込設備に接続することで工事を完了した。FTTH化により伝送帯域が増加することから、再放送するBSチャンネルを10chから35ch(BS右旋波で放送されているチャンネル。4K放送を含む)に増加した。

【施設改修の完了世帯率・幹線系の光ファイバー化率】



【ネットワーク方式別施設数】



(注)FTTH方式とFTTC方式が混在している施設については、両方式をそれぞれ件数に計上
FTTH方式のみの施設数は、()内に記載

(2) 施設の点検・補修等・合理化工事

上記の改修工事の対象とならない施設等において、施設性能点検等の各種点検を実施し、点検で発見又は利用者から連絡のあった不良箇所の補修や関電、NTT等の依頼による伝送路の移設、受信基地の撤去等の工事を行った。

また、施設合理化のため、受信基地の撤去等及び不要施設の撤去を行った。

処理内容		件数	備考	
点検	施設性能点検(電波強度等の測定)	82 施設	登録施設は毎年、他は3年毎に点検 HE系1件、伝送路系1件不良設備を発見し、補修	
	施設外観点検(目視による点検)	13 施設	8年毎に点検 398本の引込切れ線を発見し、撤去 46箇所の架線の不良を発見し、補修	
	自営柱の点検	594 本	今年度は鋼管柱594本の点検を実施 不良電柱16本の建替、9本の撤去を実施	
	UPS・バッテリーの点検	81 箇所	3年毎に点検 バッテリー15台交換	
補修等	不良箇所の補修等	470 件		
	伝送路移設(関電、NTT等の依頼)	288 件		
	引込線工事(受信者の依頼)	302 件		
合理化	他施設からの放送波伝送等	2 件	・受信基地を設置するマンションの解体に伴い、他施設から放送波を伝送する工事を実施 ・緊急時に立入困難なHE施設の外部に切替用の吊り下げアンプを設置	
	不要施設の撤去	引込線撤去	1,182 本	点検や利用者からの連絡等により、発見した不要施設を撤去
		ケーブル撤去	2,476m	

(3) 金属柱劣化判定システムを用いた自営柱点検

自営柱の点検は、従来、目視や物理的な方法で行っていたが、錆等により劣化しやすい鋼管柱について内部(特に地中部分)を含めた劣化状況も測定するため、令和7年6月より超音波を用いた金属柱劣化判定システムによる点検を、担当者も従来の1名から3名に増員して実施。保有する自営柱(鋼管柱)594本の点検を完了した結果、約25%の150本が劣化判定(側壁の厚みが3割以上減少)となった。

劣化判定となった自営柱のうち、31本については、点検作業として並行して年度内に撤去(関電柱・NTT柱にケーブルを移設等)及び建替えの対策工事等を行ったが、残りの119本については、令和8年度以降に早期の対策工事完了を目指す予定。

自営柱(鋼管柱)総数	不良判定数(率)	対策工事等完了	対策工事等の内訳
594本	150本(約25%)	31本	撤去9本 建替え16本 他社柱と判明6本

【自営柱の点検及び建替工事の様相】



(4) 施設の障害対応

以下のとおり、283件(前年度358件)の障害が発生し、復旧等を実施した。このうち、500世帯以上が放送停止した障害は、1件(前年度1件)。

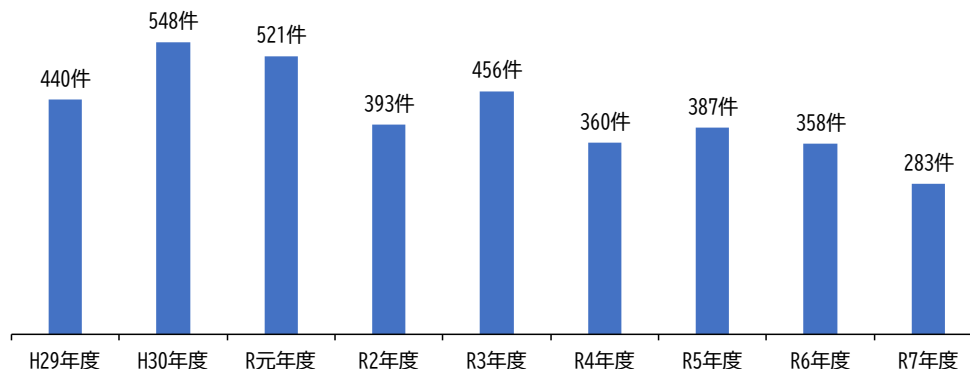
- ・障害に関する苦情電話等(365日24時間職員受付)は、312件(前年度389件)
- ・遠隔監視装置により、37件の増幅器故障を検知し、利用者からの苦情申告前に障害を復旧(前年度36件)
- ・200世帯以上に影響する障害が発生した場合は、HPIに掲載している。

障害状況	合計	備考
放送停止(500世帯以上)	1件	次表のとおり
放送停止(500世帯未満)	9件	機器故障等(6件)、火災(1件)、ケーブル切断事故(2件)による
小規模障害等(HE系・伝送路系)	90件	放送波の質が低下したものの放送停止には至らなかったもの
〃 (引込系)	30件	
〃 (宅内系)	127件	
その他	26件	申告はあったが、症状を確認できなかったもの等
合計	283件	

(500 世帯以上の放送停止の発生状況)

発生地域	世帯数	発生日時	所要時間	苦情件数	主な原因
阪急・茨木施設全域	1,264 世帯	令和 7 年 8 月 5 日	5 時間 20 分	23 件	ヘッドアンプ電源部の故障 及び電源分配用 2 分岐器 の不良

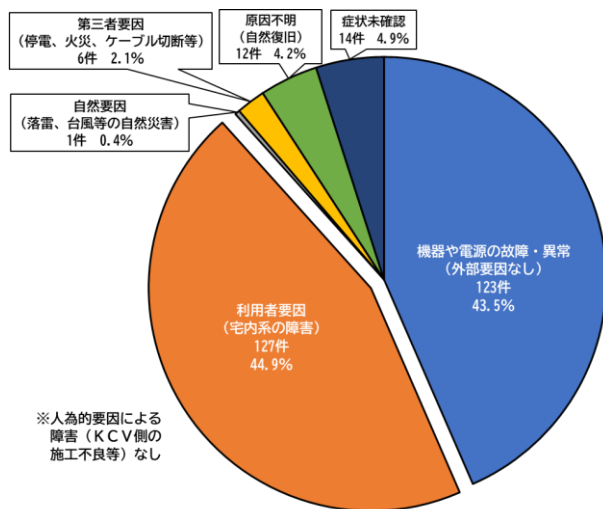
【障害件数の推移】



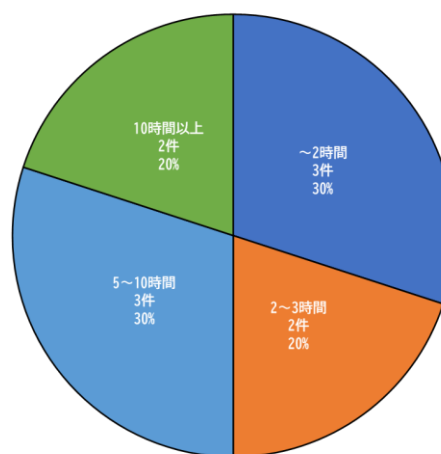
大規模障害件数	3件	6件	1件	4件	2件	4件	4件	1件	1件
---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

※大規模障害とは、500世帯以上の利用者において放送が停止した障害をいう。
 ※平成25～28年度は、毎年度750件以上の障害があった。

【障害の原因別内訳】



【放送停止事案の復旧時間別内訳】



2 相談業務等の実施

(1) 受信障害に関する相談(公1事業)

電話や Web 経由で、新規加入等について、228 件の相談対応を実施した(前年度 232 件)。

(2) 受信障害対策の新規受託

見積り依頼はあったが、受託には至らなかった。

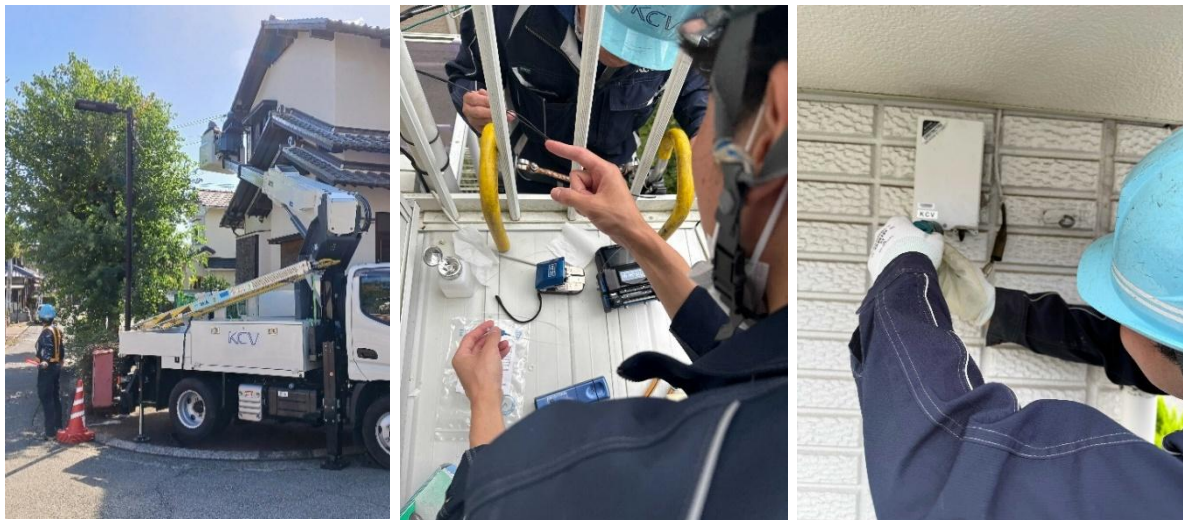
3 維持管理体制の充実

(1) 維持管理技能の向上

施設の維持管理を円滑に行えるよう、引き続き、屋外施工訓練(新入職員、支障移設)、高所作業車の操作訓練、若手職員の育成のための教育実習及びベテラン職員による現場作業の同行指導を行った。

- ・過去に実際に発生した障害から学ぶ活動として、大規模障害等(31件)の原因と対応策を資料にとりまとめて行った研修(9月)や11月に通天閣で発生した送信機の故障事故等を題材に、より詳しく早期復旧方策を検討する模擬復旧訓練(12月)を実施した。
- ・ヒヤリ・ハット報告会では、安全面での事故だけでなく、顧客対応のトラブル事例も取り上げ、再発防止策を議論した。
- ・今年度は、光ファイバーの引込線工事のノウハウを職員が実地で習得するため、光風台地区のFTTH方式での改修工事において、引込線工事の一部(43世帯分)を直営で行った。

【光風台での職員による引込線工事の様相】



高所作業車での作業状況

家屋側の光融着作業

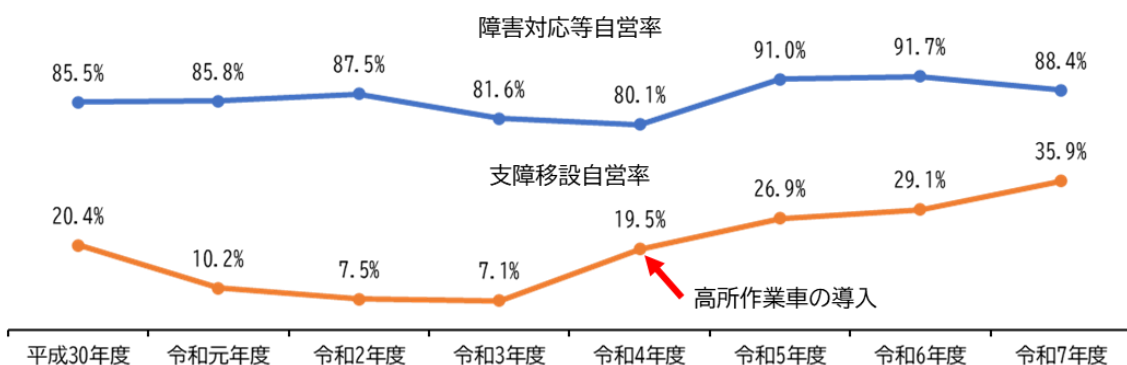
V-ONU の設置

(2) 自営対応(内製化)の推進

当財団では、改修工事や電線共同溝工事などの大規模工事や深夜の障害対応は、保有器具やマンパワーの制約から外注しているが、その他の工事はなるべく自営で対応することとしている。

外部に依存しない対応能力の維持向上、コスト削減の観点から、自営対応率の向上に努めており、受け付けた障害対応等の88.4%(前年度91.7%)は、自営で実施した。また、高所作業車を活用して、支障移設(他社の電柱移設等に伴うケーブル移設工事)の35.9%(前年度29.1%)を自営で実施した。

【自営対応率の推移】



(3) 機材の確保、新工法の導入

業務用資機材等の製造中止、納品遅延等に備え、引き続き情報収集を行い、早期発注、代替品調査等に努めている。

また、新工法として、NTT柱への簡易型バックアップ用受信アンテナの設置について、NTT西日本株式会社と協定を締結し(2月)、堺市の施設への設置について申請準備を行った(3月)。

(4) 改修工事の委託先の拡大

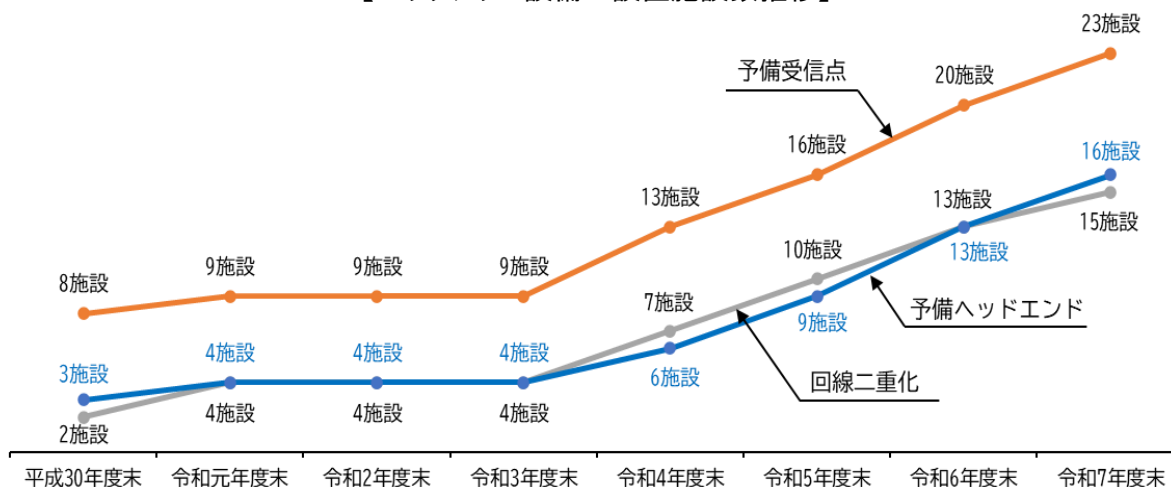
近年、改修工事は基本的に3社に委託してきたが、光風台地区のFTTH方式での改修工事等において、新規事業者2社にも委託し、特定事業者への依存を減らすとともに、今後の改修工事の円滑な実施も可能とした。

4 業務課題への対応

(1) 災害時等における事業継続体制の強化

上記1(1)の改修工事の際等において、受信点等の二重化に努めているほか、南海トラフ地震発生時に浸水する可能性がある魚崎SC(海岸に近く、南海トラフ地震発生時の想定最大浸水深0.3~1.0m。停波した場合、約13,600世帯に影響)のバックアップ施設を整備(10月完工)

【バックアップ設備の設置施設数推移】



(注) 予備ヘッドエンドは、ほとんどの場合予備受信点とセットで整備するが、それぞれにカウント

また、運用面での事業継続体制の強化策として、名古屋ケーブルビジョンとの合同防災訓練(12月)の他

- ・通信設備資材商社(株式会社KTS)との間で、大規模災害時等における機材等の優先供給について、協定書を締結(6月)
- ・大規模災害発生から災害対策本部設置までの防災訓練(12月)

(2) 無電柱化への対応(公2事業)

災害時の交通確保や良好な景観形成等の観点から道路管理者が進める無電柱化は、当財団の施設の安全性・信頼性向上にもなることから、電線共同溝事業が行われる場合には参画している。

令和7年度は、計22路線において、架空ケーブルの地中化に向けた調整・協議を進め、次の8路線の引込管路敷設工事を実施した。

事業名	事業主体	区間	工事概要	完工年月
伏見柳谷高槻線	大阪府	185m	引込管路敷設 1本	令和7年6月
豊秀松月線	守口市	245m	引込管路敷設 3本	令和7年7月
大阪市道南北線	大阪市	370m	引込管路敷設 14本	令和7年9月
国道43号東灘御影	国交省	230m	引込管路敷設 5本	令和7年9月
国道43号灘岩屋	国交省	200m	引込管路敷設 10本	令和7年9月
国道43号灘味泥	国交省	296m	引込管路敷設 3本	令和7年9月
国道171号天王町	国交省	34m	引込管路敷設 1本	令和7年9月
枚方市駅前線	枚方市	93m	引込管路敷設 2本	令和8年3月

管理部門の活動

1 デジタル化・業務改善の推進

職員発(ボトムアップ)の業務改善を促進するための業務提案募集(6月募集、全職員から90件の提案あり)を行った他、次の取組を実施した。

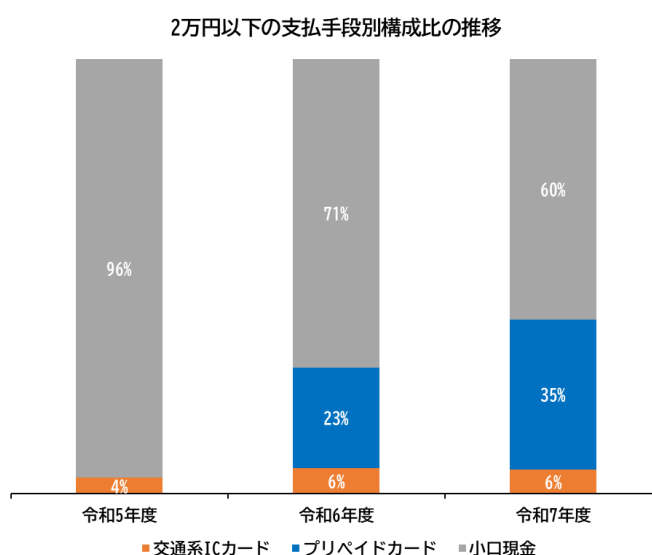
(令和7年度の新たな取組)

- ・経理事務のデジタル化として、請求書・領収書等のスキャナ保存を開始(4月)、これに必要な関係規程を策定(「スキャナによる電子化保存規程」及び「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」)
- ・導入済みシステムの利用促進策として、会計ソフトを用いた消費税確定申告(5月)やプロジェクト管理ツールやナレッジコレボレーションの用途拡大

【業務改善提案に基づく実施例】

プロジェクト管理ツールによる改修工事の進捗管理
改修工事に関する技術部と管理部双方の職員による定期的な意見交換会の開催
指名競争入札実施要領の作成
小口の現金精算をその都度から週一回にするとともに、交通系ICカードやBizプリカ枚数を増やすことによるキャッシュレス化促進
ナレッジコラボレーションを活用した業務に関連する外部ニュースの投稿・共有
ファミリー・デーの実施
KCVロゴの変更

【キャッシュレス化の進展状況】



2 職員の人材育成、人材確保

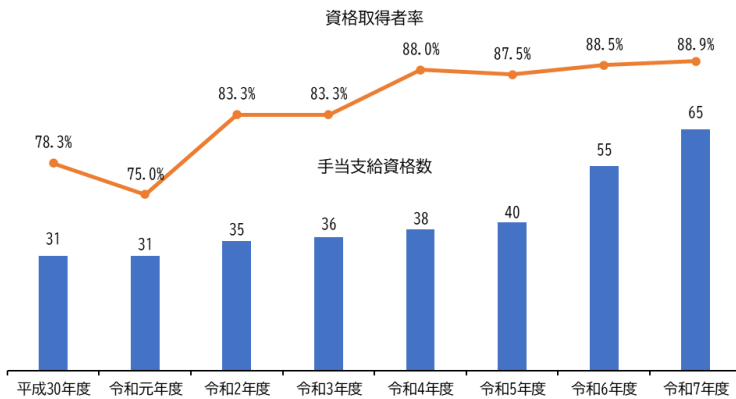
(1) 人材育成

人材育成は、OJTを通じて行うことを基本としており、年度当初の意識的な担務見直し(人材育成、非属人化等の観点から見直し)、人事評価制度の運用改善(ストレッチ目標の設定、評価者の面談方法の向上等)を継続。これらを補うOff-JTとしてeラーニングを含む研修・訓練(管理職・役職者研修、短期ローテーション研修、デジタル化研修、標的型攻撃メール訓練等28件。研修効果を上げるため、一部の研修では今後の目標設定やそのレビュー等を実施)、資格取得の支援(手当支給、勉強会開催)等に引き続き取り組んだ。

(令和7年度の新たな取組)

- ・来年度からの中期計画検討のため、各部横断のプロジェクトチーム(2チーム、14名参加)を設置し、組織全体の観点から中期計画に盛り込みたい施策等を提案(6~9月)

【資格取得者率・資格手当支給資格数】



【中期計画プロジェクトチームの様様】



(注) 資格取得者率は資格手当の対象となる資格を取得している者の割合

※令和5年度の勉強会開催後、平成30年度以降の新規採用者全員の6名を含む10名が、CATV総合監理技術者又は第1級CATV技術者資格を取得。

(2) 人材確保

職員の高齢化等に対処するため、新規採用に努めており、若手職員調整手当を増額(31歳未満月額3,000円→6,000円等)、屋外作業手当の支給額の変更(月額3,000円⇒2,000円、7～9月は、4,000円)及び支給条件を緩和(4月)。

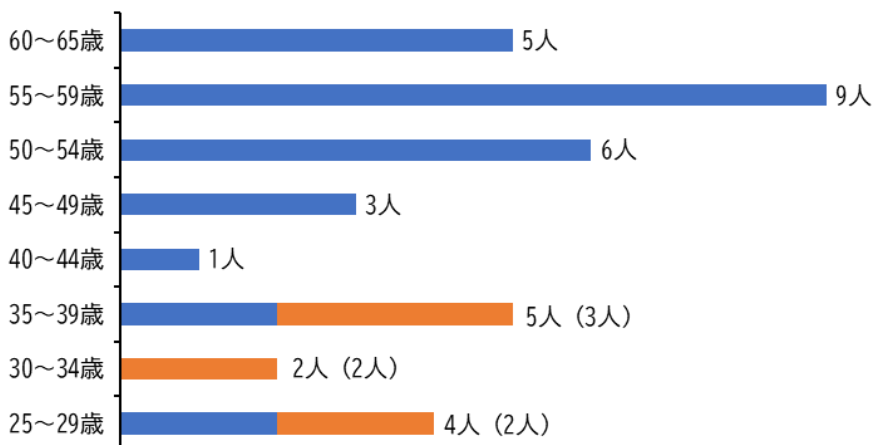
令和7年4月に1名(女性)を新規採用した。当財団では、維持管理業務に従事する初めての女性職員となった。

【新規採用者数及び職員数の推移】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	備考
新規採用者数 (採用応募者数)	1人 (1人)	0人 (0人)	0人 (3人)	1人 (6人)	1人 (1人)	2人 (4人)	1人 (6人)	1人 (2人)	新規採用者数は、試用期間中の退職者を除く
職員数	33人	32人	31人	32人	31人	33人	34人	35人	年度末の人数

(注) 過去10年間に新規採用した者は8名のうち、離職者は試用期間終了時に退職した1名である(離職率12.5%)。

【職員の年齢構成】(令和7年度末時点)



() 内は、平成30年度以降の採用者数

3 安全で働きやすい環境整備

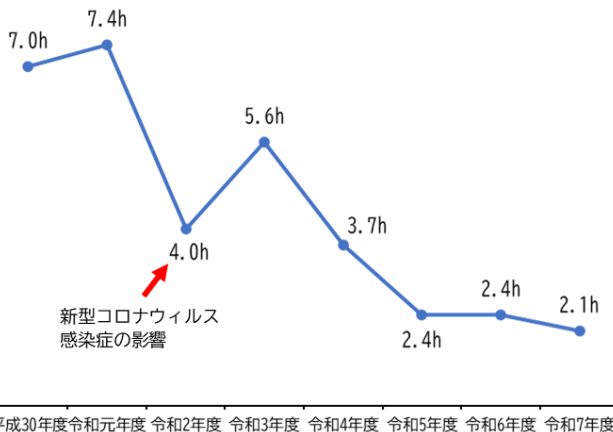
引き続き、残業縮減、年休取得促進に努め、月平均残業時間は 2.1 時間、年休取得率は、85.1%であった(前年度 75.7%)。

また、各種研修(ハラスメント、ヒヤリ・ハット報告、安全運転講習)、健康診断、ストレスチェックを含むエンゲージメントサーベイ等を実施した。

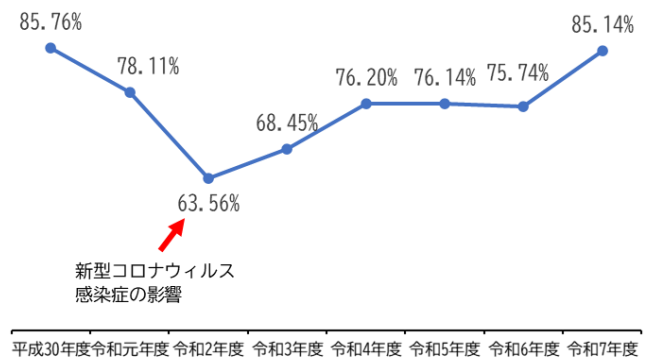
(令和 7 年度の新たな取組)

- ・労働安全規則の改正による熱中症対策の義務化を受け、体制整備、手順作成、関係者への周知を実施した(6 月)
- ・協会けんぽの健康講座(計 7 回)をオンラインで実施(7 月～令和 8 年 1 月)
- ・業務上必要な指導・指示は行いつつ、ハラスメント、乱暴な言動、不必要な時間外の連絡などをなくすための、「働きやすい職場づくり」のための基本ルールを策定(令和 8 年 2 月)
- ・職員の職場や仕事に対するエンゲージメント意識を高めるとともに、家族的な温かさのある働きやすい環境とするため、職員の子供が職場を見学する「ファミリー・デー」を実施した(令和 8 年 3 月、3 才～9 才の 7 人が参加)

【月平均残業時間の推移】



【年休取得率の推移】



【ファミリー・デーの様様】



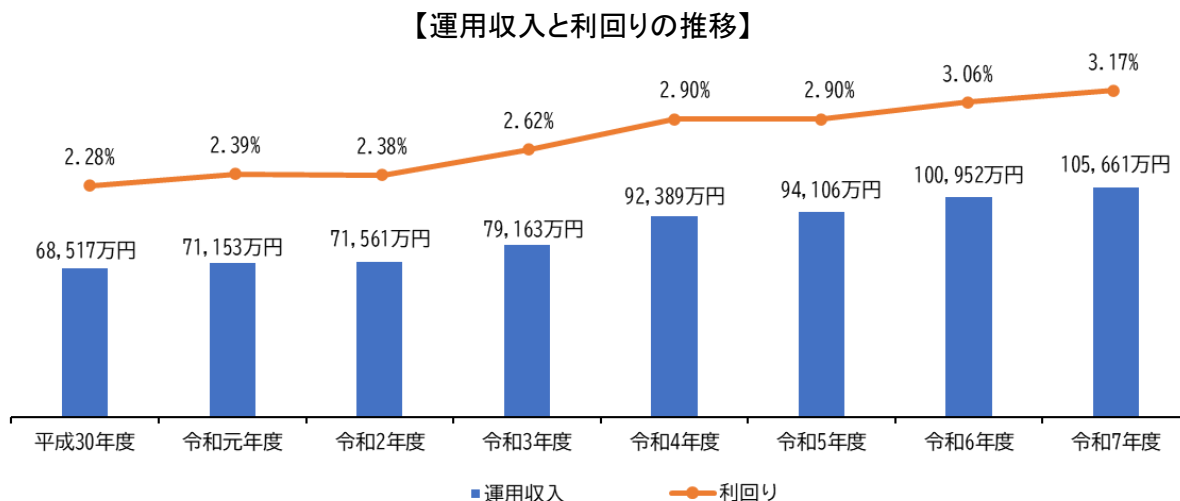
KCVの仕事について



CAD図面について

4 資金運用、コスト削減

引き続き円安の環境下において、資金運用規程及び令和7年度資金運用方針に基づき、安定的・確実性に重点を置きながら、収益性とのバランスをとった運用に努めた。結果として、令和7年度の運用収入は、10億5,661万円(利回り3.17%)であった(前年度同期10億952万円(利回り3.06%))。



また、物価高により、資機材や外注工事の労務費等の値上げが続くなか、設備のリユース、改修工事発注時等における価格交渉、自営対応の推進、不要施設の撤去等によるコスト削減に努めた。

(令和7年度の新たな取組)

- ・システム関係で非営利法人向けの無料プランを利用開始(Google Workspace for non-profits、3月)
- ・光風台地区のFTTH化による電気代節減(後述)

ガバナンス施策（運営体制の充実を図るための取組）

1 ガバナンス確保の枠組み整備

第 24 回評議員会において、定款を変更し、運営体制の充実と透明性の向上に関する条文を追加した(11 月)。

第 48 回理事会において、従前の「内部統制システムの基本方針」を全部改正し、理事会、監事等による外部からのガバナンスと理事長等による内部のガバナンスの二層構成からなる「ガバナンスの基本方針」を策定し、HPに公開した(6 月)。

2 評議員会等による外部からのガバナンス確保

(1) 評議員、理事、監事の選任手続き等

評議員、理事、監事の選任は、法令に従い、評議員会にて、また、理事長及び常務理事の選定は、理事会にて、それぞれ行っている。このうち、常勤役員については、「常勤役員等候補者選考委員会」において、候補者の選考を行い、推薦を受けることとしている。

(評議員、理事、監事の構成)

当財団は、京阪神地区において、「有線によるテレビジョン放送の再送信を行うこと等によって高層建築物等を原因とするテレビジョン放送の受信障害を解消する」(定款第3条)ことを目的としており、情報通信分野における公益財団法人であることに鑑み、評議員、理事、監事は、以下の分野で構成している(令和 7 年度末時点)。

評議員会: 情報通信分野の学識経験者(通信工学の研究者)、事業者(地上放送事業者、通信事業者、通信工事事業者)の役員等幹部及び公益的な組織(新聞社、電力事業者)の役員等幹部及びその経験者の 8 名で構成

理事会: 情報通信分野の学識経験者(通信工学の研究者)、行政経験者の他に、企業(地上放送事業者、通信事業者)及び情報技術関係団体の役員等幹部の 6 名で構成

監事: 公益財団法人の役員

(2) 評議員会及び理事会の開催状況

① 第 48 回理事会(令和 7 年 6 月 4 日開催)

開催場所 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 会議室

決議事項 「令和 6 年度(第 13 期)事業報告について」、「令和 6 年度(第 13 期)計算書類等について」、「評議員会の招集について」、「会計監査人の報酬額について」、「ガバナンスの基本方針」の策定について」

報告事項 「令和 7 年度当初の職務執行状況報告について」

出席等 理事 5 名出席、監事 1 名出席

② 第 23 回評議員会(令和 7 年 6 月 19 日開催)

開催場所 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 会議室

決議事項 「令和 6 年度(第 13 期)決算の承認について」、「評議員及び理事の選任について」

報告事項 「令和 6 年度(第 13 期)事業報告について」、「令和 7 年度(第 14 期)事業計画書及び収支予算書等について」

出席等 評議員 5 名出席(うち 1 名オンライン出席)、理事 1 名出席

③第 49 回理事会(令和 7 年 11 月 18 日開催)

開催場所 公益財団法人京阪神ケーブルビジョン 会議室
決議事項 「評議員会の招集について」
報告事項 「令和 7 年度上半期の職務執行状況報告について」
出席等 理事 6 名出席(うち 2 名オンライン出席)、監事 2 名出席

④第 24 回評議員会

開催場所 決議の省略の方法(書面によるみなし決議)
決議事項 「定款の一部変更について」
評議員会の決議があったものとみなされた日 令和 7 年 11 月 20 日
意思表示 評議員総数 8 名の同意書

⑤第 50 回理事会

開催場所 決議の省略の方法(書面によるみなし決議)
決議事項 「令和 8 年度事業計画書、収支予算書等及び公益目的事業の種類と内容について」、「令和 8 年度資金運用方針について」、「資金運用規程の一部改正について」
理事会の決議があったものとみなされた日 令和 8 年 3 月 24 日
意思表示 理事総数 6 名の同意書、監事総数 2 名の異議がないことを証する書類

- (3)評議員会及び理事会による監督機能、監事による監査機能の実効性を高めるための措置
- ・会議資料の充実に努めるとともに、評議員会だけでなく、理事会においても事前に会議資料の全てを構成員に送付。会議開催時においても、発言しやすいよう運営
 - ・なるべく多くの構成員が出席しやすいよう、対面開催の会合は、オンラインでも出席可能なハイブリッド方式で開催
 - ・監事及び会計監査人による定期的な意見交換会の開催(2 回)
 - ・不正行為等の監事への通報連絡先を職員に周知(6 月)
 - ・新任の評議員及び理事に対して、理事長より、財団の概況等について、個別に説明(7 月)

2 理事長等によるガバナンス確保

(1)計画的な業務運営

年度当初に、令和 7 年度重点施策及びガバナンス施策を策定。策定に当たっては、職員に施策提案を募り、その結果も反映した。年度中は、定期的に各種施策の実施状況をレビューしながら、適正な実施に努めている。

また、現行の中期計画(「KCV 中期計画 2025」)が今年度末をもって終了することから、現行計画のレビュー、プロジェクトチーム(2 チーム設置)による検討(再掲)等を経て、令和 8 年度からの 5 年間を対象とする、「KCV 中期計画 2030～次世代に向けたインフラ整備とプロ人材育成～」を策定した(12 月)。

(2)リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、令和 4 年度に実施したリスク分析のレビューを実施し、事業リスク、情報リスク、人的リスク、経理・財務リスク、自然災害等の外的リスク、危機管理体制の不備によるリスク、その他のリスクの現状を分析し(8 月)、必要な措置を上記中期計画に反映

した。

また、「事故・障害等報告規程」により、業務運営上、発生した事故について、理事長まで迅速な報告を行い、原因究明の上、適切な再発防止策を講じた(5件)。

(3)コンプライアンス徹底

法令及び社会規範・倫理に適合するため、関係法令等の遵守徹底(特に、公益法人規制、放送法、道路占用、電柱契約等)、内部点検(文書の整理・保存・廃棄、情報セキュリティ、随意契約点検のフォローアップ)、研修・訓練(情報セキュリティ等)、規程類の定期整備等を引き続き実施した。

(令和7年度の新たな取組)

- ・令和7年4月に施行された公益法人制度の改正への対応
内閣府への令和6年度事業報告及び令和8年度事業計画・予算の報告において、改正内容に応じた報告を行った(6月、令和8年3月)
- ・育児・介護休業法等改正に対応(4月)
子の看護等休暇の取得事由に入学式等を追加、男性の育児休業・出生時育児休業取得率の目標値を30%以上から50%以上に引き上げ等
- ・維持保守業務の委託費の適正化(価格転嫁)のため、協力事業者と協議して、単価の改定を行った(4月)
- ・労働安全規則改正による熱中症対策の義務付けへの対応(6月、再掲)
- ・令和7年6月の公益通報者保護法改正に対応し、内部通報制度運用規程を改正し、正当な理由なしに通報者を特定することを禁止した(9月)
- ・横領等の経理不正を未然に防止するため、銀行取引等における決裁権者、取引担当者、照合者、最終確認者の兼務禁止を経理規程上も明確化した(令和8年2月)

(4)透明性の向上

HPにおいて、中期計画の概要、維持管理業務の状況に関する経年データ、社会的にも関心の高いと思われる取組(人材育成、安心して働きやすい職場環境整備、災害対策、環境保全・脱炭素、育児・介護関係)などを自主的に公開している。

(令和7年度の新たな取組)

- ・「情報公開規程」をHPに掲載した(9月)

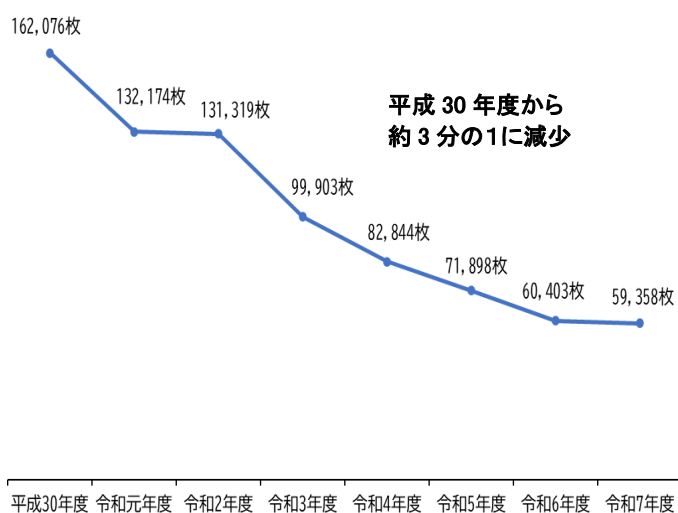
(5)環境保全、地域貢献

環境保全のため、設備のリユース、遠隔監視、ペーパーレス化等を引き続き推進した。

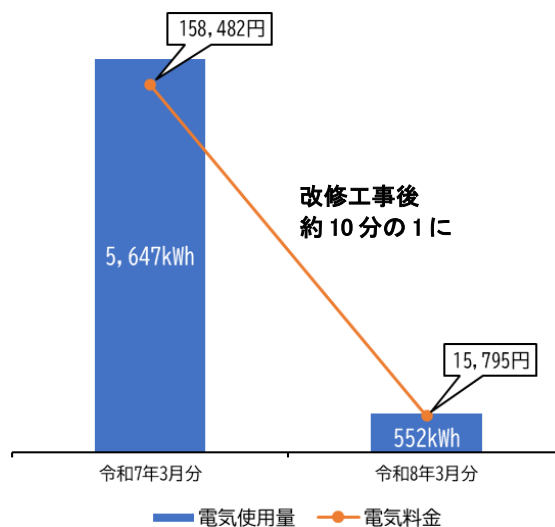
(令和7年度の新たな取組)

- ・FTTH化工事による電気使用量削減
- ・大阪・関西万博のTDM/パートナーとして、開催期間中の交通混雑緩和に協力するため、時差出勤、在宅勤務、直行直帰等を職員に呼びかけ(4~10月)
- ・玄関に設置したAED(自動体外除細動器)を近隣住民も利用可能とし、玄関のステッカー、各種AEDマップ等により周知した(7月)

【紙使用枚数の推移】



【FTTH化による電気使用量等の削減】 (光風台地区)



附属明細書

本報告の附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成していない。

以上